

# 水田・畑作経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について

平成19年5月15日付け 19総食第133号  
一部改正 平成20年4月15日付け 20総食第31号

## 第1 趣旨

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第3条第4項及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第9条の規定に基づく麦の品質の区分の検査については、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第9条及び第11条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格（平成18年8月7日付け農林水産省告示第1110号。以下「告示」という。）及び水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号経営局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによるほか、以下に定める方法によるものとする。

## 第2 定義

- 1 本通知において「品質評価」とは、品質評価主体が実施する品質分析をいう。
- 2 本通知において「品質評価主体」とは、第6により農林水産省総合食料局長（以下「局長」という。）が登録した法人をいう。
- 3 本通知において「品質分析」とは、告示の規格及び第7の測定方法に基づき実施されたものをいう。

## 第3 対象

実施要領第4において登録された対策加入者（以下「対策加入者」という。）又は対策加入者から委託を受けて販売する農業協同組合等（以下「販売受託者」という。）は、品質評価主体が実施する麦の品質評価を受けることができるものとする。

## 第4 分析試料の作成等

### 1 分析試料の作成等

- (1) 品質評価を受けようとする者は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条により登録された登録検査機関に所属する農産物検査員の立会いの

下、第5の1に定める品質評価ロットごとに分析試料を採取するものとする。

(2) 分析試料は、第5の1に定める品質評価ロットに対する品質の代表性が確保されるよう、以下により作成するものとする。

ア 第5の1に定める品質評価ロットごとに、地域バランスを考慮した上で、農産物検査を実施する場所（以下「検査場所」という。）3か所につき1か所以上の割合で、試料を採取する検査場所を選定する。

イ 選定した検査場所について、銘柄別に無作為に試料を採取する。

ウ 採取した試料について、標準計測方法の運用について（平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知）第2の5の(2)の の四分法又は の試料均分器による方法を用いて所定量となるまで均分を行い、分析試料とする。

(3) 農産物検査荷口と分析試料の対応関係は明確にするものとする。

(4) 分析試料作成の細部方法については、別記のとおりとする。

## 2 その他

(1) 分析試料については、農産物検査の試料を確保する際、併せて採取の上、確保するものとする。なお、連合サイロ等において集約保管する場合は、集約保管場所で採取を行うことができるものとする。

(2) 分析試料の量目は、小麦、六条大麦及びはだか麦については1回の分析につき1kgを2回分、二条大麦については1回の分析につき1.5kgを2回分確保する。

(3) 採取した試料は、品質の劣化及び試料の欠損を避け適切に保存するものとする。なお、麦茶の製造用以外のものの二条大麦、六条大麦及びはだか麦については、告示の定義の(二)のエの規定により、農産物検査の時から1ヶ月間保存した後、品質評価主体へ送付するものとする。

## 第5 品質評価の手続き等

### 1 品質評価ロット

品質評価ロットの単位は、対策加入者（販売受託者に販売を委託する対策加入者は除く。）または販売受託者（以下「販売受託者等」という。）を基本とする。ただし、次の場合においては、この限りでない。

(1) 販売受託者等において、品質評価を受ける年産の前3カ年平均の需要者への販売数量が麦種別及び銘柄別に次に定める数量未満であって、都道府県内の他の販売受託者等との間でまとめて1つの品質評価ロットとする場

合

ア 小麦 1,000トン

イ 大麦・はだか麦 300トン

(2) 販売受託者を細分化して品質評価ロットとする場合

## 2 品質評価の申請

品質評価を受けようとする者は、第4により作成した分析試料に様式2号の品質評価分析試料送付表を添付の上、品質評価主体に送付するものとする。

## 3 品質評価の実施

(1) 2により販売受託者等から分析試料の送付を受理した品質評価主体は、第7の測定方法に従い公正に品質評価を実施するものとする。

(2) 品質評価ロットについて、農産物検査法に基づく品位等検査のロットと合致している場合及び民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知）第4の5に定める品質取引のロットと合致している場合には、当該検査の値を品質評価結果の値とすることとし、当該検査に係る検査結果の写しを品質評価結果を証明する書類とする。

(3) 品質評価主体は、品質評価の実施後、速やかに品質評価の申請をした者に対し、品質評価主体の定める品質評価結果を証明する書類を発行するものとする。なお、再分析用試料については品質評価主体において品質評価結果を証明する書類の送付後60日間保存するものとする。

(4) 品質評価ロットが複数の対策加入者から構成されている場合は、(3)により品質評価結果を証明する書類の発行を受けた者は、ロットを構成する他の対策加入者に対し当該書類の写しを送付するものとする。

(5) (1)による品質評価結果の値に不服がある者は、結果が判明した後30日以内に、(3)により発行を受けた証明書に様式第3号を付し、品質評価主体に送付することにより再評価を申し立てることができる。再評価の申立てを受けた品質評価主体は、第4の2の(2)に定める再分析用試料を用いて再分析を行うこととし、初回の品質評価結果にかかわらず、再評価の結果をもって当該麦の品質評価結果とすることとする。

## 第6 品質評価主体

### 1 品質評価主体の登録申請

品質評価主体の登録を受けようとする者は、品質評価主体登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、品質評価を実施する年度の5月31日まで

に、局長に登録の申請をしなければならない。

## 2 品質評価主体の登録

(1) 局長は、1により品質評価主体登録申請書を提出した者が次の基準に照らして品質評価を実施するのにふさわしい者と認めるときは、品質評価主体として登録するものとする。

ア 測定方法の実施が可能であること

イ 分析処理能力を有していること

ウ 信頼性・公平性が確保されること

(2) 局長は、(1)により品質評価主体を登録したときは、遅滞なく、地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。）に通知するとともに、当該登録を受けた者に対し通知するものとする。

(3) 局長は、(1)による審査の結果品質評価主体の登録を拒否したときは、遅滞なく、登録しない理由を示し、その旨を申請者に通知することとする。

(4) 品質評価主体の登録は、5年間の経過によって、その効力を失う。

(5) 品質評価主体は、品質評価の業務に係る実施方法、手数料その他必要事項を定め、局長に提出することとする。また、品質評価主体は、品質評価の業務に係る帳簿を作成し、これを保存するものとする。

## 3 登録事項の変更等の届出

品質評価主体は、2の(1)で提出した品質評価主体登録申請書の記載事項等に変更があったとき、又は品質評価に係る業務を廃止するときは、遅滞なく局長に届け出なければならない。なお、局長は、4の公示の内容に変更がある場合には、遅滞なく、その旨を地方農政事務所長等に通知するものとする。

## 4 登録等の公示

2の(2)及び3により通知を受けた地方農政事務所長等は、当該地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）の掲示板に、次に定める項目について、公示するものとする。

(1) 品質評価主体の名称及び所在地

(2) 品質評価を行う麦種

(3) 分析を行おうとする区域

## 5 品質評価主体の登録の取消し

- (1) 局長は、2の(1)により登録した品質評価主体が、2の(1)の基準に適合しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。
- (2) 局長は、(1)による登録の取消しについての聴聞をしようとするときは、その期日の1週間前までに、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項に規定する通知をするものとする。
- (3) 局長は、(1)により登録を取り消したときは、遅滞なく地方農政事務所長等に通知するとともに、当該取消しを受けた者に対し通知するものとする。また、通知を受けた地方農政事務所長等は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

## 第7 測定方法

### 1 小麦

- (1) たんぱく質については、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第6条第2項及び第8条第2項に基づく標準計測方法（平成13年3月14日付け農林水産省告示第332号。以下「標準計測方法」という。）第2の3に定める方法により測定する。なお、近赤外分析計にあっては、測定開始時に予めたんぱく含有率が定められている試料複数点を用いて、バイアスの確認（場合により補正）を行うものとする。補正を行う必要のあるバイアスは $\pm 0.15\%$ 以上とする。
- (2) 灰分については、酢酸マグネシウム添加による灰化法（試料5gに酢酸マグネシウムを添加し、700 で灰化して算出）により測定する。
- (3) 容積重については、標準計測方法第2の5の(1)又は(3)に定めるところにより測定する。
- (4) フォーリングナンバーについては、標準計測方法第2の7に定めるところにより測定する。
- (5) たんぱく質、灰分、フォーリングナンバーの測定値を水分13.5%ベースの値に補正する場合、当該試料の水分値は、試料粉碎機により粉碎したものを135 乾燥法、乾燥時間1時間で測定又はこれらの方法と同程度の精度があると認められる近赤外分析計で測定するものとする。

### 2 大麦及びはだか麦

- (1) たんぱく質については、標準計測方法第2の3の(1)において定める方法を準用して測定する。（大麦及びはだか麦の換算値は5.83とする。）なお、水分値13.5%（135 乾燥法）の値に補正することとする。

- (2) 容積重については、標準計測方法第2の5の(1)又は(3)に定めるところにより測定する。
- (3) 細麦については、以下の方法により測定する。
- ア 異物、異種穀粒を除いた試料を100.0 gに縮分する。なお、大麦のぼうのついた粒、はだか麦のえいのついた粒があるときは、それらを粒から分離する。
  - イ アの試料を告示の定義の(二)のウに定める縦目ふるいをもって分け、ふるいを通す粒の重量を0.1 gまで計測し、全量(100.0 g)に対する重量比(%)を求める。なお、ふるい分けは、標準計測方法第2の13の(2)の アにおいて定める方法による。
- (4) 白度については、以下の方法により測定する。
- ア 試料(二条大麦及び六条大麦は180 g、はだか麦は200 g)を試料用とう精機により告示の定義の(二)のエに定める歩留までとう精する。
  - イ 白度計によりアの試料の白度を測定する。なお、白度計は、その測定方法や投射する波長の違い等による白度(測定値)が異なるので、測定機種を統一する。また、とう精の仕方(とう精した粒の表面のザラつき具合、ぬかの残りの状況等)により測定値が異なるため、試験用とう精機を統一する。
- (5) 正常粒については、以下の方法により測定する。
- ア 試料180 gを試料用とう精機(白度測定用と同一のもの)により告示の定義の(二)のオに定める歩留までとう精する。
  - イ アでとう精した試料を均分器により縮分し、告示の定義の(二)のオに定める縦目ふるいをもって分け、ふるいを通した粒及びふるい上の欠損粒(粒が3分の1以上欠けたもの及び粒が過度にとう精され原形を留めていないもの)の合計の重量を0.1 gまで計測し除去する。以上の過程を経て得られた精丸麦を正常粒とし、供試重量に対する重量比(%)を求める。なお、縮分は、25%(4分の1、約30g)までを限度とするとともに、ふるい分けは、標準計測方法第2の13の(2)の アにおいて定める方法によるものとする。
- (6) 硝子率については、標準計測方法第2の6において定める方法を準用して測定する。なお、目視による判定のため、硝子質粒の定義付けの上、一定の目合わせ等の打合せを行う。

品質評価主体登録申請書

農林水産省総合食料局長 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名

水田・畑作経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について（平成19年5月15日付け19総食第133号総合食料局長通知）第6の1の規定に基づき、品質評価主体の登録について、下記のとおり申請します。

記

名 称			
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所			
従たる事務所			
評価項目			
麦 種	分析可能な評価項目		

分析区域・処理能力等				
分析を行おうとする区域		麦 種		一日の処理能力
機械器具その他の設備の整備状況				
事務所の名称	分析を行う評価項目	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別

(注) 定款、寄附行為、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書、事業計画、収支予算及び品質評価の業務に関する規定等が把握できる資料を添付する。

## 品質評価分析試料送付表

申請者の氏名または名称	
住 所	
麦 種	
年 産	
産 地 ( 都 道 府 県 名 )	
銘 柄	
用 途	
数 量 ( t )	
ロ ッ ト 番 号	
試料採取場所及び包装	
試 料 量 ( kg )	
試料採取者氏名及び連絡先	
立会者氏名及び連絡先	
試 料 送 付 年 月 日	平 成 年 月 日
試 料 送 付 先	

(注1) ロット番号は同一銘柄で複数の分析試料を送付する場合等、必要に応じ記入する。

(注2) 数量が確定していない場合は、集荷等が確定後、本様式または一覧表により品質評価主体に報告する。

(注3) 包装は、「純バラ」、「袋物」、「フレコン」の別を記入する。

(注4) 本様式は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ変更することができる。

本送付表に係る個人情報の取扱いについて

品質評価主体は、本送付表の記載内容に含まれる個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき適正に管理し、品質評価分析のために利用する。

なお、本送付表を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

殿

住 所  
申立者氏名

印

申 立 書

水田・畑作経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について（平成19年5月15日付け19総食第133号総合食料局長通知）第5の3の(5)に基づき、品質評価結果について下記の通り申し立てます。

記

申 立 の 内 容	
麦 種	
年 産	
産 地 ( 都 道 府 県 名 )	
銘 柄	
用 途	
数 量 ( t )	
口 ッ ト 番 号	
試料採取者氏名及び連絡先	
立会者氏名及び連絡先	
試 料 採 取 年 月 日	平 成 年 月 日
申立に係る麦の状況 ( 農 産 物 検 査 の 結 果 等 )	

(注1) 本様式の提出をもって、再評価の結果を当該麦の品質評価結果とすることに同意することとする。

(注2) 本様式は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ変更することができる。

本送付表に係る個人情報の取扱いについては様式第2号に準ずることとする。